

(表 面)

国民健康保険検査証

(法第百六条関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生大臣、
地方厚生局
長、地方厚
生支局長又
は都道府県
知事印

国民健康保険法(抄)

(報告の徴収等)

第百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連
合会

二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県の区域
内の市町村若しくは組合又は連合会

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百二十五条 組合又は連合会が、(省略)第百六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百八条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。